



令和2年1月17日
～美ら島の未来をひらく～
沖縄総合事務局

一般貨物自動車運送事業の事業停止・輸送施設の使用停止処分について

標記につきまして、株式会社沖通商に対し、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の監査を実施した結果、下記のとおり、令和元年12月16日付けで、一般貨物自動車運送事業の事業停止・輸送施設の使用停止の行政処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

- ・事業者名 株式会社沖通商
- ・主たる事務所の位置 沖縄県那覇市安謝619番地16

2. 処分内容

- ・一般貨物自動車運送事業の事業停止及び輸送施設の使用停止
当該事業者の一般貨物自動車運送事業について30日の事業停止及び
120日車（2両×60日）の車両停止。

3. 違反行為の概要

平成30年9月26日に当該事業者に対し監査を実施したところ、整備管理者選任（不在）違反（貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第50条第1項）他8件の貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が確認されました（詳細は別紙参照）。

その結果、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）2.（2）及び5.（1）④に該当することとなったことから、貨物自動車運送事業法第33条に基づき一般貨物自動車運送事業の事業停止及び輸送施設の使用停止処分としたところです。

<問い合わせ先>
運輸部監査指導課 宮城（淳）・宮城（亮）
TEL 098-866-1837（直通）

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

沖縄総合事務局運輸部監査指導課

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和元年12月16日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社沖通商 沖縄県那覇市安謝619番地16
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	株式会社沖通商 沖縄県那覇市安謝619番地16
(4) 行政処分又は命令の内容	事業停止30日及び輸送施設の使用停止120日車
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第50条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年9月26日、監査を実施した結果、9件の違反が認められた。 (1) 自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法(以下、「法」という)第9条第1項、法施行規則第2条第1項第4号) (2) 点呼の実施違反(法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下、「安全規則」という)第7条第1項～第3項 (3) 点呼の記録違反(法第17条第4項、安全規則第7条第5項 (4) 乗務等の記録違反(法第17条第4項、安全規則第8条) (5) 運転者台帳記載事項等の不備(法第17条第4項、安全規則第9条の5第1項 (6) 運転者に対する指導及び監督違反(法第17条第4項、安全規則第10条第1項) (7) 運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反(法第17条第4項、安全規則第10条第2項) (8) 整備管理者の選任(不在)違反(法第17条第4項、安全規則第13条、道路運送車両法第50条第1項) (9) 報告義務違反(法第60条第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 42点 (営業所) 42点